



2004年度税制改正に関する税法、施行令、省令が2004年4月1日付で施行されました。

このNewsletterは、2004年度の税制改正の概要を紹介していますが、このNewsletterに基づき、具体的な決定を下される前に、プライスウォーターハウスコープスの担当者にご確認されることをお勧めいたします。

プライスウォーターハウスコープス
税理士法人 中央青山

〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話：03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

© 2003 PricewaterhouseCoopers.
All rights reserved.

2004年度税制改正

2004年税制改正法案が国会で可決され、2004年4月1日付で施行されました。財務省は、今回の改正による国税レベルでの減税規模を昨年同様の1.5兆円程度と試算しています。

1. 法人税関係

- 欠損金の繰越控除期間の延長と更正の期間制限の改正等
- 連結納税制度における連結付加税の廃止

2. 国際課税関連

- 新日米租税条約関連の改正
- 取引単位営業利益法(TNMM)の導入
- 過少資本税制における類似法人基準に係る規定
- 源泉徴収の免除手続き

3. 金融・証券関連

- 公募株式投資信託に関する取扱い
- 非上場株式等の譲渡益課税の引下げ
- 償還差益に対する発行時源泉税徴収免税の特例について

4. 中小企業関連

- 事業継承の円滑化促進のための措置
- ベンチャー企業への投資促進措置

5. 住宅・土地関連 (個人所得税)

- 住宅ローン控除
- 土地譲渡益課税の改正

6. 年金関係

- 確定拠出年金の限度額の引上げ
- 公的年金等の控除および老年者控除

7. 地方税関係

- 外形標準課税関連
- 固定資産税の制限税率の撤廃
- 住民税均等割の課税標準

1. 法人税関係

(1) 欠損金の繰越控除期間の延長と更正の期間制限の改正等

欠損金の繰越控除期間の延長

青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越期間及び連結欠損金の繰越期間が、下記の表に示すように、改正前の5年から7年に延長されます。

この規定の適用は、新規発生欠損金だけでなく、2001年4月1日以後に開始した事業年度の既存の欠損金についても遡及して適用されます。

欠損金の繰越控除期間

区 分	欠損金の繰越期間	
	改正前	改正後
青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越	5年	7年
災害損失金の繰越	5年	7年
連結欠損金の繰越	5年	7年

帳簿の保存期間の延長

上記改正にあわせて、法人税にかかる帳簿書類の保存期間（改正前5年または7年）について、改正前5年の保存期間が7年に延長されます。

この改正は、欠損金の繰越控除制度の改正と同様に2001年4月1日以後に開始した事業年度にかかる帳簿書類についても適用されます。

なお、この保存期間を計算する場合の起算日は、確定申告書の提出期限の翌日とされています。

更正の期間制限

- 欠損金額の繰越控除を適用した場合の更正の期間制限（いわゆる「除斥期間」）が延長されます。この更正の除斥期間の改正は、前述の欠損金の繰越控除期間が5年から7年に延長されることとの整合性に配慮したものです。欠損金に係る更正の除斥期間が改正前の5年から7年に延長されます。この改正は2001年4月1日以後に開始した事業年度において生じた欠損金額について適用されます。
- 脱税以外の過少申告にかかる更正の除斥期間は、改正前の3年から5年に延長されます。この改正は、2004年4月1日以後に確定申告期限等が到来する法人税について適用されます。また、この更正の期間制限の改正については、地方税法においても同様の改正がなされています。
- 上記の除斥期間の計算の起算日は、原則として、確定申告書の提出期限の翌日とされています。

(2) 連結納税制度における連結付加税の廃止

連結納税制度を選択した法人に対する連結付加税の2%は、2004年4月1日以後開始する事業年度から廃止されます。

2. 国際課税関係

(1) 新日米租税条約関連の改正

新日米租税条約（以下「新租税条約」）が日米両国で批准され、批准書の交換が2004年3月30日に行われたことから、新租税条約は同日に発効し、源泉税については原則として2004年7月1日以降支払うべきものから、その他の税目については2005年1月1日以後開始する課税年度から適用されることとなります。この新租税条約の適用に当たり、税法上もいくつかの改正が行われました。

1) LLC等特殊な事業体への条約の適用

新租税条約では、日米両国で課税関係の異なる事業体(たとえば米国のLLC)への適用関係について、以下の3つの形態を定めています。

- (a) 日本において取得される配当等（基本的に日本から支払われるもの）に関して、日本では米国の事業体が納税義務者について、米国においてはその事業体の構成員が納税義務者とされる場合には米国居住者の所得について部分のみ新租税条約の軽減税率が適用されます。
- (b) 日本において取得される配当等に関し、日本では米国の事業体の構成員が納税義務者とされ、米国においてはその事業体そのものが納税義務者とされる場合には、原則として事業体に支払われる全額に適用されます。
- (c) 日米以外の第三国の組織体により日本において取得される配当等に関して、日本ではその事業体が納税義務者とされ、米国においてはその事業体の構成員が納税義務者とされる場合には米国居住者の所得とされる部分についてのみ新租税条約の軽減税率が適用されます。

新租税条約の適用を受けようとする場合には、これまでと同様、源泉徴収義務者を經由して税務署に届出書を提出することになりますが、こうした3つの場合に提出する届出書への記載事項や添付書類が新たに定められました。なお、特に(b)の場合に、軽減税率の適用を受けた日本の居住者、内国法人や第三国居住者は、後日申告により、軽減された税額を納税する必要があります。

2) 条約適用の適格性に係る権限ある当局の認定

新日米条約の適用につき、その適格者であることについて、権限ある当局の認定を受けようとする場合には、税務当局に対して、文書により申請することとなりました。米国の居住者が、租税条約の適用を受けるケースでは、麹町税務署長を經由して国税庁長官に申請書を提出することとなります。なお、申請が認められない場合には、その旨が文書により通知され、また、認定を受けられる場合には、その旨が官報に公示されます。

この申請と認定に係る具体的な手続きについては、今般財務省令が新たに定められました。

3) 独立企業間価格超過額の取扱いに関する措置

新租税条約上で「その他の所得」（条約上他の条項の適用がない所得）の金額についても、独立企業間価格を超える場合には、その超過額に対して5%の限度税率で課税されます。このような場合に、限度税率の適用を受けるための手続きが新たに定められました。

4) 新租税条約適用開始後の旧租税条約適用に関する経過措置

新租税条約の適用開始時から1年間に限り、旧租税条約を選択して旧租税条約の特典を適用することが認められます。

(2) 取引単位営業利益法(TNMM)の導入

日本の移転価格税制において、国外関連取引における独立企業間価格算定方法の一つとして、取引単位営業利益法(以下「TNMM」)が導入されました。TNMMは平成16年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。従来認められていた移転価格算定方法は、基本三法と呼ばれる独立価格比準法、再販売価格基準法、

原価基準法、並びに「その他政令で定められる方法」として位置付けられている利益分割法でした。TNMMは、利益分割法と同様に、基本三法が適用できない場合に限り採用できます。

TNMMは、独立企業間取引における営業利益をベースとして国外関連取引の独立企業間価格を算定する方法です。よって、日本の移転価格税制の下で営業利益を利益水準指標として用いる方法が初めて採用されたこととなります。ただし、移転価格調査においては、TNMMが適用されるケースは、基本三法が適用できず、かつ、比較対象会社の営業利益率が取引単位、(又は製品ライン単位)で入手可能である場合に限定されると考えられ、納税者としては、今後の税務当局の運用動向や見解を注視していく必要があります。

二国間事前確認においては、長年にわたり、営業利益率を基礎とする方法(独立企業間売上営業利益率に、納税者の売上高販管費比率を加算して、独立企業間売上総利益率を算定する方法)がしばしば用いられてきました。当該方法は日本の移転価格税制の枠内において、「修正再販売価格基準法」と呼ばれてきましたが、この度TNMMが導入されたことで、今後、二国間事前確認では「TNMM」と呼ばれることとなると予想されます。

(3) 過少資本税制における類似法人基準に係る規定

国外支配株主等に係る負債の利子課税の特例(いわゆる「過少資本税制」)について、その適用要件として、負債資本比率の3倍基準に代えて、類似法人基準を用いる場合には、類似法人の直近の事業年度の負債資本比率が用いられてきました。今回の改正では、予見可能性に資する観点から、類似法人の過去3年内の、いずれかの事業年度の総負債の純資産に対する比率を用いることができることとなります。この改正は、2004年4月1日以降に終了する事業年度から適用されます。

(4) 源泉徴収の免除手続き

国内に恒久施設を有する非居住者・外国法人の受ける一定の国内源泉所得にかかる源泉徴収免除手続きが、証明書の提出方式から証明書の提示方式に改められます。改正前は、国内源泉徴収の支払者ごとに証明書の交付を受けるための手続きを行い、交付された証明書を支払者に対して提出しなければなりませんでした。今回の改正では、このような事務負担を軽減する観点から、外国法人等が税務署長から交付を受けた証明書を、国内源泉所得のそれぞれの支払者に提示することにより、源泉徴収が免除されることになりました。

この改正は、2004年7月1日以後に支払いを受ける国内源泉所得について適用されます。

3. 金融・証券関連

(1) 公募株式投資信託に関する取扱い

公募型株式投資信託の課税上の取扱いを、上場株式課税と一体化するための改正がされました。

- 1) 個人が2004年1月1日以後に公募株式投資信託の受益証券を譲渡した場合において、上場株式を譲渡した場合の譲渡に係る所得の優遇税率(所得税7%、住民税3%)が適用されることになりました。

この改正は、2004年1月1日以後の譲渡による所得に適用されます。

- 2) 特定口座内での譲渡に係る特例の対象となる有価証券の範囲に、公募株式投資信託の受益証券が加えられました。

この改正は、外国公募株式投資信託については2004年4月1日以後、国内公募株式投資信託については2004年10月1日以後の特定口座内での譲渡に適用されます。

特定口座の取扱者の範囲に、銀行、協同組織金融機関および登録金融機関が加えられました。この改正は、2004年4月1日以後に設定される特定口座に適用されます。

- 3) 公募株式投資信託の受益証券の譲渡による損失が、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の対象とされました。
この改正は、2004年1月1日以後に行う譲渡について適用されます。
- 4) 公募株式投資信託の受益証券の販売をする証券業者、銀行、協同組織金融機関、登録金融機関又は投資信託委託業者(以下「証券業者等」)が、顧客からの買取請求により公募株式投資信託の受益証券を買い取り、買取日または同日の翌営業日に解約した場合において、証券業者等が解約により受ける収益の分配について、一定の要件の下で源泉徴収を行わないこととされました。
この改正は、2004年4月1日以後に証券業者等が買い取った公募株式投資信託の終了または一部の解約について適用されます。

(2) 非上場株式等の譲渡益課税の引下げ

上場株式等以外の株式等の譲渡に係る個人の譲渡所得の金額に対する税率が、26%(所得税20%、住民税6%)から20%(所得税15%、住民税5%)に引き下げられました。
この改正は、2004年1月1日以後の非上場株式等の譲渡による所得に適用されます。

(3) 償還差益に対する発行時源泉徴収免除の特例について

- 1) 適用対象となる短期公社債の範囲に、外国法人が発行する一定の要件を満たす振替外債で短期外債(いわゆる電子CP)に該当するものが加えられました。
この改正は、2004年4月1日以後に振替記載等を受ける短期外債について適用されます。
- 2) 短期社債および短期外債の譲渡および償還等に係る支払調書制度等が整備されました。
この改正は、2006年4月1日以後に振替記載等を受ける短期社債および短期外債に適用されます。
- 3) 外国仲介業者は、その振替記載等に係る特定振替国債につき、帳簿に記載した事項を特定振替機関に通知するとともに、当該特定振替機関は、当該事項を帳簿に記載等しなければならないことになりました。また、外国仲介業者が特定振替国債の譲渡対価の支払いをする場合における譲渡対価の調書については、当該外国仲介業者に係る特定振替機関が提出することとされました。
この改正は、2004年4月1日以後の振替記載等に適用されます。

4. 中小企業関連

(1) 事業継承の円滑化促進のための措置

中小企業の経営者の世代交代に伴う事業継承を円滑にするために、以下の改正が行われます。

- 1) 非上場株式を発行会社に譲渡した場合の課税
現行制度では、相続により取得した非上場株式を、相続税納付のために、その株式発行会社に譲渡した場合、市場を通さない相対取引による自己株式の取得のため、みなし配当課税(最高税率50%)の対象となっています。これは、みなし配当を認識しない市場を通した取引である上場株式の譲渡益課税と比較すると負担が重くなっています。今回の改正で、当該譲渡益に対しては、みなし配当課税の適用とせず、譲渡所得課税の適用対象に変更しました。
この改正は、2004年4月1日以後の相続等により取得する非上場株式を、同日以後に譲渡する場合に適用されます。

なお、上述の通り非上場株式の譲渡所得課税は、上記の通り、今回の改正で20%に引下げられます(3 . 金融・証券関連参照)。

2) 中小同族会社株式の相続税の課税の特例

相続によって取得した一定要件を満たす特定同族会社の株式は、相続税評価額ベースで3億円までの部分について、10%の評価減を認める課税の特例が設けられています。この対象となる特定同族会社の株式の価額の上限が、現行の3億円から10億円に上げられます。

この改正は、2004年1月1日以後に相続または遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

3) 留保金課税の不適用

中小企業者等に対する同族会社の留保金課税不適用の適用期限が、2年間(2006年3月31日までに終了する事業年度まで) 延長されます。

4) 欠損金の繰戻還付の不適用

欠損金の繰戻還付の不適用を2年間(2006年3月31日までに終了する事業年度まで) 延長されました。同時に、中小企業にのみ欠損金の繰戻還付の適用を認める適用除外措置もあわせて延長されました。

(2) ベンチャー企業への投資促進措置

起業家の資金調達を支援する目的で以下の改正が行われます。

1) 非上場株式の譲渡益に対する税率が20% (所得税15%、住民税5%) に引下げられます (3 . 金融・証券関連参照)。

2) エンジェル税制の適用対象の拡大

特定中小会社が発行した株式にかかわる課税において、株式の譲渡所得の金額を、当該株式の譲渡所得の金額の2分の1相当額とみなす特例(いわゆる「エンジェル税制」)について、特定中小会社の範囲に、以下が追加されます。

- その設立後10年以内の中小会社で、グリーンシート・エマージング区分^(*)の株式を発行する株式会社
- その設立後10年以内の中小会社で、投資事業有限責任組合を通じて投資される一定の要件を満たす株式会社

この改正は、2004年4月1日以降の払込みにより取得する株式について適用されます。

(*) 未公開有価証券のうち、証券会社が投資勧誘を行うに足るものとして、一定レベル以上の情報開示が行われている企業が発行するものうち、証券会社が、日本証券業協会の定める規則に従って、審査・届出を行い、同協会の指定により、継続的に売気配・買気配を提示している銘柄であって、成長性を有する等と判断される企業が発行する株式等を対象とする銘柄区分

5 . 住宅・土地税制 (個人所得税)

(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除 (住宅ローン控除)

住宅ローンの残高に応じた税額控除(いわゆる「住宅ローン控除」)は、2004年度分については現行制度の控除規模が維持されます。

$$\text{税額控除額} = \text{住宅借入金の年末残高 (上限5000万円) } \times 1\%$$

2005年以降は、控除額は、以下のとおり段階的に縮小されます。

居住開始年	控除期間	住宅借入金の年末残高	適用年・控除率	各年度の控除限度額
2004年	10年間	5,000万円以下の部分	➤ 1年目～10年目まで 1%	50万円
2005年	10年間	4,000万円以下の部分	➤ 1年目～8年目まで 1% ➤ 9年目・10年目 0.5%	40万円 20万円
2006年	10年間	3,000万円以下の部分	➤ 1年目～7年目まで 1% ➤ 8年目～10年目まで 0.5%	30万円 15万円
2007年	10年間	2,500万円以下の部分	➤ 1年目～6年目まで 1% ➤ 7年目～10年目まで 0.5%	25万円 12.5万円
2008年	10年間	2,000万円以下の部分	➤ 1年目～6年目まで 1% ➤ 7年目～10年目まで 0.5%	20万円 10万円

(2) 土地譲渡益課税の改正

株式譲渡益に対する課税（原則20%）とのバランスを考慮し、土地取引の活性化を促進するための措置がとられます。

1) 土地・建物の譲渡益課税

長期所有の土地・建物の譲渡益に対する税率は、現行の26%（所得税20%、住民税6%）から、20%に引下げられます（所得税15%、住民税5%）。

また、短期所有の土地・建物の譲渡益に対する税率は、現行の52%（所得税40%、住民税12%）等を、一律譲渡益の39%（所得税30%、住民税9%）とします。ただし、国等に対する譲渡については、20%（所得税15%、住民税5%）に引下げられます。

上記新税率は、2004年1月1日以降に行う土地・建物の譲渡益について適用されます。

2) 土地建物の譲渡損失の他の所得との損益通算

現行制度では、個人が行う土地・建物等の譲渡による損失は、その他の所得（事業所得・給与所得等）との損益通算、または、翌年度以降への繰越控除が認められていましたが、改正により認められなくなります。

この改正は、所得税については2004年1月1日以後、住民税については2005年以後の当該譲渡損失に適用されます。

なお、下記3)4)の通り、特定居住用財産の買替え、または、譲渡をした場合には、損益通算と繰越控除は認められます。

3) 特定居住用財産の買替え等の場合の繰越控除

1998年1月1日から2003年12月31日までの間に、所有期間が5年を超える一定の居住用財産の買替えを行った場合に、一定の譲渡損失の3年間の繰越控除が認められていましたが、この期間が3年間（2006年12月31日まで）延長されます。

また、改正により、住宅借入金を有していない場合でも、繰越控除が認められることとなります。ただし、この控除は、該当年度の所得が3000万円以下の個人についてのみ適用がありますが、その要件については変更ありません。

- 4) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の創設（買替えを行わず譲渡した場合の譲渡損失）
個人が2004年1月1日から2006年12月31日までの間に、所有期間が5年を超える居住用財産を譲渡して一定の譲渡損失が生じた場合には、一定の要件の下で、3年間の各年度の総所得金額等からの繰越控除を認める措置が創設されます。ただし、繰越控除は、当該譲渡損失が生じた年度の翌年度以後（個人住民税については翌々年度以降）の3年間となります。
- 5) 100万円の特別控除の廃止
譲渡益に対する税率の引下げに伴い、長期保有の土地建物の譲渡所得にかかる100万円の特別控除が廃止されます。この改正は、2004年度以後の所得税、及び2005年度の住民税から適用されます。

6. 年金関係

(1) 確定拠出年金の限度額の引上げ

公的年金の給付水準の引下げに伴い、確定拠出年金の拠出限度額が以下の通り引上げられます。

年金の種類	現行 (月額限度)	改正案 (月額限度)
企業型		
他の企業年金がない場合	3.6万円	4.6万円
他の企業年金がある場合	1.8万円	2.3万円
個人型		
企業年金がない場合	1.5万円	1.8万円

(2) 公的年金等の控除および老年者控除

以下のとおり改正されます。

- 65歳以上の人に適用されている優遇税制が廃止されます。この改正は2005年度以降の所得税に適用されます。
- 老年者控除の廃止：65歳以上で合計所得金額が1,000万円以下の人について、50万円（住民税は48万円）の老年者控除が認められていましたが、この控除が廃止されます。この改正は、2005年度の所得税、2006年度の住民税から適用されます。

7. 地方税関係

(1) 外形標準課税関連 無償減資等の金額を資本から控除できる特例

人件費や資本金などの要素にも課税する外形標準課税が、2004年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。新制度は、2003年度の税制改正で決定されたもので、資本金が1億円を超える法人が適用対象となります。

この外形標準課税に関連して、2004年度の税制改正では、無償減資を行った法人について、2001年4月1日以後に行った当該無償減資等の金額（欠損金の補填に充てた金額）について、資本等の額から控除する資本割の課税標準の特例が適用されます。改正前の規定では、無償減資を行った場合でも資本割の課税標準たる資本等の金額に変動がないことから、事業規模が縮小しても資本割の課税標準が変わらないことになり、資本割による税負担が過重になってしまうことに鑑みて、この特例が適用されることとなります。この措置は、2004年4月1日から2006年3月31日までに開始する事業年度の2年間に限り適用されます。

(2) 固定資産税の制限税率の撤廃

固定資産税についての制限税率（現行2.1%）が廃止されます。また、課税標準の変更要件が緩和されます。

(3) 住民税の均等割の課税標準

住民税の均等割りは、従来、市町村の人口に応じて年額2,000円から3,000円でしたが、改正により一律3,000円に統一されます。

この改正は、2004年度以後の個人住民税について適用されます。

（以上）